

電力需給契約書（案）

独立行政法人国立病院機構北海道がんセンターで使用する庁舎電力（交流3相3線式、供給電圧6,000ボルト）の需給について、独立行政法人国立病院機構北海道がんセンター 院長 加藤秀則（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は次の条項により電力需給契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、独立行政法人国立病院機構北海道がんセンターで使用する電力の需要に応じて電力を供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 本契約における契約単価は次のとおりと定める。なお、以下の各単価には消費税及び地方消費税を含むものとする。消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び同法第29条並びに地方税法第72条の82及び同法72条の83の規定に基づき、契約単価に108分の8を乗じて得た額である。

基本料金単価		円/kw
電力量料金単価	平日	円/kwh
	休日	円/kwh

（契約期間）

第3条 契約期間は、次のとおりとする。

自 2019年 4月 1日
至 2020年 9月30日

（契約履行の場所等）

第4条 乙は、甲の使用する電力の需要に応じ、甲が指定する需要場所に十分な電力を供給しなければならない。

（契約電力の変更）

第5条 契約電力の変更をする必要がある場合は、甲・乙協議のうえ変更するものとする。

2 甲が契約電力を超えて電気を使用した場合には、乙の責に帰する場合を除き、甲は契約超過電力に対し、乙が定める金額を乙に支払うものとする。

（計量及び検査）

第6条 使用電力量等の計量は、原則として毎月1日「午前0時」（計量日という。）に行うものとし、乙は、計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量等を算定し、甲の検査を受けなければならない。

（料金の算定期間）

第7条 料金の算定は1ヶ月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。）ごとにその使用電力量等により行う。

（料金の請求及び支払）

第8条 乙は、第6条に定めた検査終了後、当該月における使用電力量に第2条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額（ただし、燃料調整を行う場合は、燃料費調整額を加えた額または差し引いた額とする。）と契約電力に第2条で定める契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額（ただし、力率割引割増を行う場合は、力率割引割増して得た額とする。）を（当

該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。)を1月毎に甲に請求するものとし、甲は、乙から適法な請求書を受領した後、乙が定める電力需給約款に定める期日までに支払わなければならない。なお、燃料費調整額、力率割引割増及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については旧一般電気事業者が定める電力契約標準約款に準拠するものとする。

(機密保持)

第9条 甲及び乙は、本契約の締結により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契約終了後においても同様とする。ただし、甲及び乙の業務上特に必要な場合で承認を受けた場合はこの限りではない。

2 乙は自らの従事者その他の者に本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

(事情変更)

第10条 甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定または改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、甲乙協議のうえ、本契約の全部または一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ書面により定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第11条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む)。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第12条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する請負（契約）金額の100分の10に相当する額のほか、請負（契約）金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第13条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第14条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対し債権を譲渡する場合は、この限りではない。

（反社会的勢力の排除）

第15条 乙は、当該契約の履行にあたり、反社会的勢力（独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年規程第63号）第2条各号に掲げる者をいう。以下同じ。）と一切の関係を持たないこと。

2 契約締結後に、乙が反社会的勢力であることが判明した場合及び反社会的勢力が直接又は間接的に乙を支配するに至った場合には、甲は、契約を解除することができる。

3 第1項又は第2項の規定に基づき甲が契約を解除した場合、乙に生じた損害について、甲は何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 第1項又は第2項の規定に基づき甲が契約を解除した場合、乙は、甲に対し、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として支払うものとする。

（反社会的勢力の排除に係る契約の解除）

第16条 甲は、本契約締結後に乙が反社会的勢力であることが判明した場合又は自ら若しくは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、本契約を解除することを原則とする。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為

（細目的事項の取扱い）

第17条 契約履行上必要な細目的事項については、旧一般電気事業者が定める電力契約標準約款に準拠する。

(電気供給約款等の変更の場合)

第18条 旧一般電気事業者の電力契約標準約款等に変更があった場合、変更後の電力契約標準約款等に準拠するものとし、乙は甲にその内容について速やかに通知するものとする。

(紛争の解決方法)

第19条 甲と乙は、この契約を履行するにあたり、この契約書に定めのない事項が生じたとき、または、この契約各条項の解釈につき疑義を生じたときは、甲乙各誠意をもって協議し解決するものとする。

上記の契約締結を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

2019年2月 日

甲 札幌市白石区菊水4条2丁目3番54号
独立行政法人国立病院機構北海道がんセンター
院 長 加藤 秀 則

乙